

小規模企業者事業所等整備補助金のご案内



事業所の修繕や新築に使える補助金制度を R7.9 月から創設しました。
町内事業者の振興や地域経済の活性化のために、町内の小規模企業者や新たに創業される方が、町内で事業所等（店舗、事業所・工場等）の改修や新築を行う場合に、その費用の一部に対して補助金を交付し、事業者の方の支援を行います。なお、改修に伴い、一体的な機能を果たす備品の購入も対象となります。

補助対象者：小規模企業者（※1）でかつ次のいずれかの要件を満たす場合

坂祝町に住民登録のある個人の事業者

坂祝町に町民法人税を納付している法人

坂祝町内で事業所等を開業する予定の個人事業者及び法人

※1 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 5 項に規定する
小規模企業者となります。

目安：常時使用する従業員が 20 人以下の事業者

補助率：工事費の 1/2 及び備品購入費の 1/3

補助上限

一般(創業を含む。) 町内施工業者へ依頼の場合は上限 50 万円

町外施工業者へ依頼の場合は 25 万円

特定創業（※2） 町内施工業者へ依頼の場合は 100 万円

町外施工業者へ依頼の場合は 50 万円

※2 特定創業支援等事業を受けた証明が必要です。

対象工事等詳細は裏面に掲載しております。



<補助金に対する問い合わせ先>

坂祝町企画課（役場 3 階）

Tel0574-66-2411

相談等は坂祝町商工会（Tel0574-26-7667）

においても承ります。



補助対象工事：

施設整備の場合

- (1) 事業所等の新築及び増築工事一式
- (2) 事業所等の改装、修繕工事
 - ①外壁の張り替え、塗装、補修又は補強
 - ②屋根の拭き替え、塗装補修又は補強
 - ③内壁、床及び天井の張り替え、補修又は補強
 - ④建具、サッシ及びシャッター等の取替え又は補修
 - ⑤畳及びクロス等の張り替え
 - ⑥トイレ、風呂、台所等の改修
 - ⑦間取りの変更工事
 - ⑧看板、サンシェード及び照明器具等の取付け、補修又は補強
 - ⑨耐震工事一式
 - ⑩工作物の改修
 - ⑪事業用の駐車場の整備
 - ⑫上記工事等に附属する電気、給排水及び外溝(植栽等を含む。)工事一式
- (3) その他工作物等町長が認める工事



備品購入の場合

1品当たり1万円以上(消費税及び地方消費税額を除く。)のもの

- (1) 消火器等の消防用品及び各種防災用品
- (2) 別表第1で記載した備品で、過度に高価であり、汎用性が高く、容易に持ち運びができ、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できないもの
- (3) その他町長が当該補助対象事業と認めることができない備品

交付申請期日：

工事契約を締結した日から30日以内又は申請年度の3月10日までのいずれか早い日とし、かつ、工事着工予定日の14日前まで



その他詳細は、坂祝町 HP 例規集にある「坂祝町小規模企業者事業所等整備補助金交付要綱」を参照願います。

申請書等は坂祝町 HP からダウンロード又は、坂祝町役場企画課や坂祝町商工会で配布しております。